

<健全化判断比率>

(単位:%)

指 標	比 率 (A)	基 準	
	平成21年度	早期健全化基準 (B)	財政再生基準 (C)
① 実質赤字比率	-(△0.46)	14.52	20.00
② 連結実質赤字比率	-(△28.07)	19.52	40.00
③ 実質公債費比率	14.0	25.0	35.0
④ 将来負担比率	35.0	350.0	

(注)()内の数値は算定結果であり、△は黒字を表します。

①～④の比率のいずれかにおいて、(A)が(B)の基準以上である場合は、「財政健全化計画」を策定し、これに基づいて財政の早期健全化を進めます。

①～③の比率のいずれかにおいて、(A)が(C)の基準以上である場合は、「財政再生計画」を策定し、これに基づいて財政の再生を進めます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率があります。